

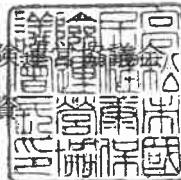
写

令和3年3月31日

高松市長 大西 秀人 殿

高松市国民健康保険事業運営の基本方針（案）について（答申）

会長 山下 隆資



令和3年度高松市国民健康保険事業運営の基本方針（案）について（答申）

令和3年2月16日付け高国高第455号にて、貴職から諮問を受けた、次の事項について、書面表決を行った結果、下記のとおり結論を得たので答申する。

【諮問事項】令和3年度高松市国民健康保険事業運営の基本方針（案）について

記

会議の有効性については、全委員から書面表決をいただいたことから、高松市国民健康保険運営協議会規則第4条第1項の規定に基づき、高松市国民健康保険運営協議会会議として、有効と認める。

諮問事項の表決については、議長を除く、委員13人に対し、承認13、不承認0であったことから、高松市国民健康保険運営協議会規則第4条第2項の規定に基づき、委員の過半数の承認があったものと認め、原案どおり承認する。

今後とも、法定外繰入の削減・解消に向けて、引き続き、保険料収納率の向上など保険料収入の確保や、更なる公費の獲得に取り組むとともに、特定健康診査を始めとする保健事業の更なる充実を図り、健康寿命の延伸及び生活の質の向上等に努められたい。